

民生委員児童委員 (敬称略)

区名	担当地区	氏名
相良	相良東	堀 八重子
	相良西	牧野 英恵
福岡	福岡	久保 昌子
波津	波津西、南丁	西藤 絹代
	西丁、汐見台	松下 全代
	西仲丁、仲丁	松下かづ代
	下波津、上波津、百花	寺尾 武男
	銀座、本通り、元城、栄丁南北	池田 憲治
	波津1丁目、波津2丁目	土屋 辰夫
	大原第1	佐藤 敏夫
	大原第2、大原第3	水野 早苗
	須々木東1組~11組	名波 久芳
	須々木西12組~22組	(選考中)
須々木	鬼女新田、須々木原・大沢原	川原崎 久
	大原、大原東、源入	小杉 信昭
大沢	園沢、上奥谷、下奥谷の一部	西村 元英
	下奥谷の一部、井原	増田すみ江
大江	平田	矢部 明弘
	太田浜	今村 昌子
	海老江	牧野 房枝
片浜	坂井、法京	増田 忠勝
	大磯、久保柄、堀切、原	山本 光江
菅ヶ谷	堀之内、西中、菅ヶ谷団地	赤堀 和子
	下谷川、上谷川、高知、宮代、大向	松下 修身
中里	時ヶ谷、大知、新田、菅ヶ谷原	若林 時枝
	松本、西山寺	太田 齋子
白井	蛭ヶ谷、中西	村松ふさ江
	黒子、和田	松浦 順子
神寄	男神	紅林 和子
	白井	中田かおる
西萩間	女神	紅林 美江
	大寄	鈴木 眞弓
東萩間	西萩間	鈴木 卓
牧之原	東萩間	澤村 妙子
	第1水呑、第2大曲	三浦平八郎
	第3八十原、第4仁王辻	鈴木 陽子
地頭方	第5峠原、第6西原	(選考中)
	地頭方北1~13	山崎 一俊
	地頭方南14~25	本目美智子
落居	地頭方西26~39-4	西原 茂
	落居	曾根 宏
豊岡	堀野新田	鈴木 謙二
	笠名	水野 道雄
新庄	新庄北	松下一二三
	新庄南	大窪あさ子

主任児童委員 (敬称略)

担当地区	氏名	担当地区	氏名
相良地区	蓮池美弥子	静波区、川崎区、牧之原区	奥川紀代子
萩間地区	宮部とし子	細江区	櫻井多恵子
地頭方地区	原口佐知子	勝間田区、坂部区	大関小佳枝

区名	担当地区	氏名
遠波	遠波上	原口美代子
	遠波下	齋藤 啓子
静波	1丁目	大石 雅子
	2丁目	村松 恵子
	3丁目	植田 寿乃
	4丁目	大石登美恵
	東5丁目	加藤 弘江
	西5丁目	石井 勝宏
	6丁目	辻 みね子
	仲町	寺田 照代
	10丁目	片瀬 満子
	11丁目	鈴木 敏之
	12丁目	清宮 是勇
	細江	東慶林
青池、県営住宅		小屋 嘉正
寄子		木村 光子
西福田		山村 茂
東福田		櫻井美恵子
根松		小林 紀子
堀の内		飯田 正人
時ヶ谷		大石 武久
道上		猶原 温子
後原		増田 嘉夫
谷の口		鈴木 一芳
川崎		橋向
	藤沢	水口 秀人
	橋柄、新戸、追廻	本杉 光代
	仁田、庄内	枝村さつき
	鹿島	吉川 幸次
	道場、日機装	中西 和枝
勝間田	中	澤田 仁禰
	勝間下、勝間上	橋本 康男
	切山下、切山中	紅林さか江
	勝田上、勝田下	村松佐代子
	三栗	飯塚 義男
	朝生	川嶋三七男
牧之原	牧之原北	中田 武義
	牧之原南	良知 克彦
	布引原	村松 義弘
坂部	牧之原中央	山本 昇
	坂部第1	村田 明廣
	坂部第2	良知 厚子
	坂部第3	杉本 正
	坂部第4	田村 晴義
	坂部第5	大関 鈴代
坂部第6	板倉 憲子	

*任期は平成22年12月1日から平成25年11月30日まで

民生委員児童委員と主任児童委員

あなたの悩みを相談ください

新たな民生委員児童委員の96人が12月1日に、厚生労働大臣から委嘱を受けました。

民生委員児童委員は、親身になって相談を受ける「あなたの身近な相談者」です。

また、民生委員児童委員のうち、主任児童委員として任命された委員は、他の委員と協力し、子育て支援など子どもに関する相談や行政との連絡調整などを行っています。

秘密は厳守されますので気軽に相談ください。

問い合わせ 地域福祉室 大澤 ☎0070

民生委員児童委員

民生委員児童委員は支援を必要としている人の身近な相談相手。民生委員が児童委員を兼務することからこの名前が付けられています。担当する地域で独り暮らしや寝たきりの高齢者などへの援助活動をはじめ、生活上の問題を抱えている人の相談と援助にあたります。

また、児童問題に関わる行政機関、児童・青少年育成者、学校関係者と協力し、地域で子どもが健やかに育つ環境づくりや子育てのための相談と援助にあたります。

【活動内容】

- ▼住民が抱える問題とニーズを把握する
- ▼福祉サービスなどの情報を提供する

主任児童委員

担当区域を持つ民生委員児童委員とは別に児童福祉に関することを専門に担当します。その他、民生委員児童委員と一体となって、個別援助、健全育成活動、子育て支援活動などを行います。

- ▼住民と行政機関、社会福祉施設などと連携を図る
- ▼住民が必要とする福祉サービスが提供できるよう関係機関と相談しながら調整をする
- ▼低収入や障がいなどで通常の生活ができない人が、社会への復帰や可能な限り自力で生活ができるよう支援をする
- ▼地域住民の福祉に影響力が大きい問題や改善策に関する意見をまとめ、行政機関などに提起する

このようなことは民生委員児童委員に相談ください

- 高齢者に関すること
生きがいと仲間づくり、独り暮らし・介護など
- 障がい者に関すること
障害者手帳制度、施設への入所・通所など
- 子どもに関すること
子育てへの不安や孤独感、一人親家庭、いじめ、不登校、引きこもり、虐待など
- 経済的困窮者に関すること
生活費、医療費、教育費など



民生委員児童委員の家は青い門標が目印